

第3期

宇和島市 地域福祉計画

＜令和4年度～令和8年度＞

概要版



宇和島
ココロまじわうトコロ

1

計画の概要

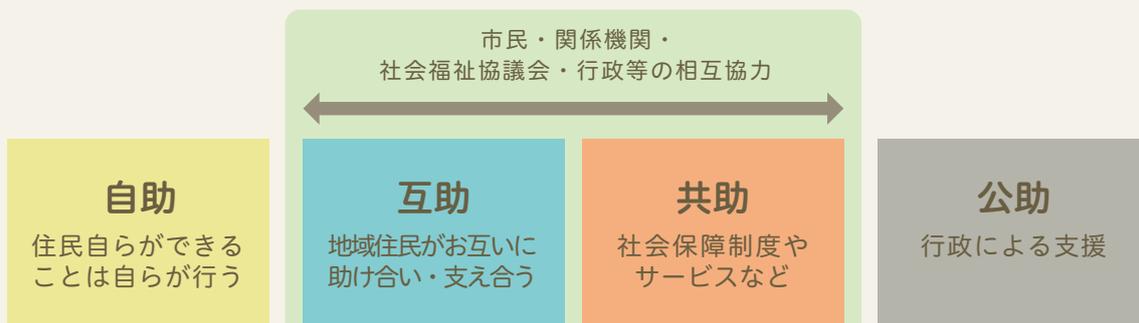
社会的背景

- 人口減少や少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化等を背景とした住民同士のつながり意識や支え合う力の低下
- 「老老介護問題」「8050問題」「ダブルケア問題」など、人々が抱える生活課題の複雑化、複合化
- 一つの分野だけでは解決しにくい課題に対して、解決の糸口を探すための道筋として「地域福祉」の充実が重要となっている。
- ポストコロナ社会、そしてSDGsを見据えた福祉の在り方の検討が求められている。
- 社会に内在していた「孤独・孤立」の問題が顕著化・深刻化

地域福祉とは

- 「共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉」のこと。「互助・共助」の力で、地域住民における生活上のさまざまな悩みや困りごとを解決していくこと。

● 自助・互助・共助・公助のイメージ ●



地域共生社会の実現

- 「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

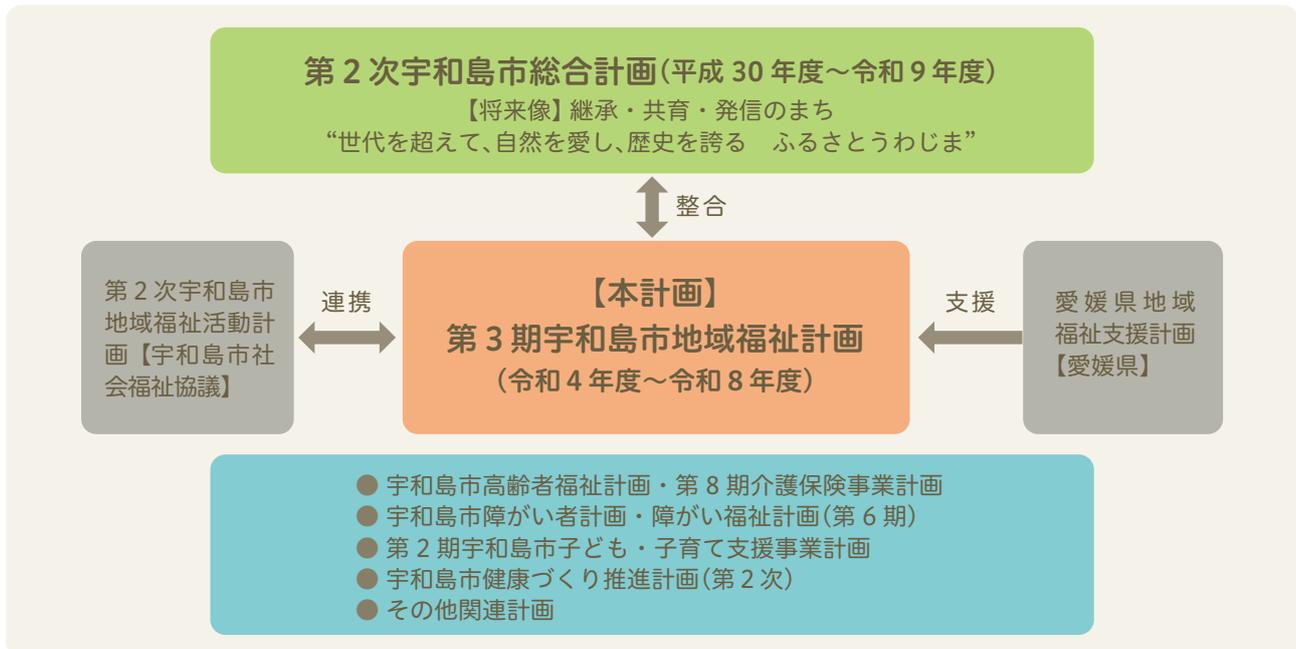
法的根拠

- 本計画は「社会福祉法」第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」
- 「市町村地域福祉計画」は、平成30年4月施行の「社会福祉法」の一部改正により、従前の「任意計画」から「努力義務計画」に見直された。

重層的支援体制整備事業の推進

- 令和3年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により、市町村は「重層的支援体制整備事業」を行うことができることが規定された。
- 本市では、既に「重層的支援体制整備事業」を実施し「くらしの相談窓口」の設置や拠点（もみの木、島の保健室）を整備しており、本計画では、その取組を更に充実していくための施策に取り組む。

本計画の位置付け



成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画の新規策定（本計画への内包）

- 平成29(2017)年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案した「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に含め、本市の成年後見制度を推進する。
- 平成29(2017)年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」を勘案した「宇和島市再犯防止推進計画」を本計画に含め、本市の再犯防止施策の充実を図る。

計画の期間

- 本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合がある。

計画の策定方法

- アンケート調査及びグループインタビュー調査等を通じて、市民や関係機関・団体等の実態や意見等を把握
- 各種団体や組織の関係者などから構成される「宇和島市地域福祉計画策定委員会」において、本計画の内容についての協議・評価・検討を行った。
- 計画案についてのパブリックコメント(意見公募)により、幅広く意見を募った。

2

アンケート調査結果等から読み取れる
本市の主な福祉課題（抜粋）

- 人口の減少、更なる高齢化の進行（高齢化率 39.6%：R3）、高齢者を支える現役世代の減少（R7で1.0人、R22で0.8人）、それに伴う社会保障費、要介護高齢者の増加への対応
- 地域活動や福祉に関わる人員の高齢化、これからの福祉活動の担い手づくり、人材育成
- 地域におけるコミュニティカの底上げと支え合いの仕組みづくり
- 地域活動やボランティアへの若い世代の参加促進、活気あるまちづくり
- 包括的な相談支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の充実、強化）・・・など

3

本計画の基本理念

思いやりの心を育み 福祉の力で活力を創造する
支え合いのまち うわじま

多様な地域の福祉課題に対応し、公的なサービスの提供のみならず、市民が相互に支え合い、あらゆる主体が協働して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉のまちづくりを目指します。

【基本目標1】
福祉への関心を高めよう！

基本施策1 福祉を知り関心を高める取組の推進
基本施策2 福祉を学ぶ場の充実

【基本目標2】
集いの場、仲間をつくろう！

基本施策3 社会参加・交流を促進する顔が見える
関係づくり
基本施策4 気軽に集える交流の拠点づくり

【基本目標3】
地域活動やボランティア活動に
積極的に参加しよう！

基本施策5 地域活動やボランティア活動への参加促進
基本施策6 社会福祉協議会や関係団体と連携した
活動の活性化

【基本目標4】
支え合い・助け合いの
仕組みをつくろう！

基本施策7 安心できる福祉サービスの適切な利用促進
基本施策8 見守り支援のネットワークづくり

【基本目標5】
悩みは抱え込まずに
相談しよう！

基本施策9 相談しやすい環境づくり
基本施策10 多様な相談に対応できる包括的な支援
体制づくり*

【基本目標6】
福祉の担い手を育てよう！

基本施策 11 福祉の担い手・リーダーの育成と人的
資源の発掘

基本施策 12 専門的人材の育成

【基本目標7】
安全・安心な人にやさしい
まちをつくらう！

基本施策 13 地域の防災・防犯体制の充実

基本施策 14 人にやさしい地域共生社会のまちづくり

※ 重層的支援体制整備事業の推進

4 施策の展開

【基本目標1】福祉への関心を高めよう！

基本施策1 福祉を知り関心を高める取組の推進

- 「地域福祉」や「地域共生社会」の考え方について、あらゆる機会を活用して市民へ周知、啓発し、誰もが福祉に関心を持ち、共に暮らす地域の一員として、互いに支え合い、助け合う意識づくりを推進する。

基本施策2 福祉を学ぶ場の充実

- 子どもの頃からの福祉意識の醸成を図るとともに、児童・生徒に対する福祉教育、体験学習をはじめ、幅広い年齢層を対象にした福祉に関する生涯学習や勉強会の開催など、誰もが福祉を学ぶことができる機会を充実する。

【基本目標2】集いの場、仲間をつくらう！

基本施策3 社会参加・交流を促進する顔が見える関係づくり

- 自治会の活動をはじめ、地域住民による交流活動の活発化を図り、高齢者や障がい者、子育て家庭など、誰もが活動に参加しやすい「顔が見える関係づくり」を促進する。

基本施策4 気軽に集える交流の拠点づくり

- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用を図り、誰もが気軽に交流できる集いの場を充実するとともに、これまで結びつきがなかった人との世代や属性を超えた、新たな交流機会の充実を図る。

【基本目標3】地域活動やボランティア活動に積極的に参加しよう！

基本施策5 地域活動やボランティア活動への参加促進

- ボランティアに関する市民理解の促進をはじめ、幅広い年齢層や多様な職種の人が身近な地域の活動やボランティア活動に気軽に参加できる環境をつくる。

基本施策6 社会福祉協議会や関係団体と連携した活動の活性化

- 社会福祉協議会や関係団体と連携したボランティア登録者の確保や多世代の交流を促進し、住民による自主的な活動の活性化を図る。

【基本目標4】 支え合い・助け合いの仕組みをつくろう！

基本施策7 安心できる福祉サービスの適切な利用促進

- 福祉サービスの利用に関する情報提供をはじめ、相談体制の充実、支援関係機関との連携の強化を図り、利用者の適切なサービス選択の確保に努めるとともに、住民による生活支援サービスの充実に努めます。

基本施策8 見守り支援のネットワークづくり

- 地域活動組織のネットワーク化への支援をはじめ、他職種が連携して、地域の生活課題の解決に取り組む仕組みづくりを推進します。

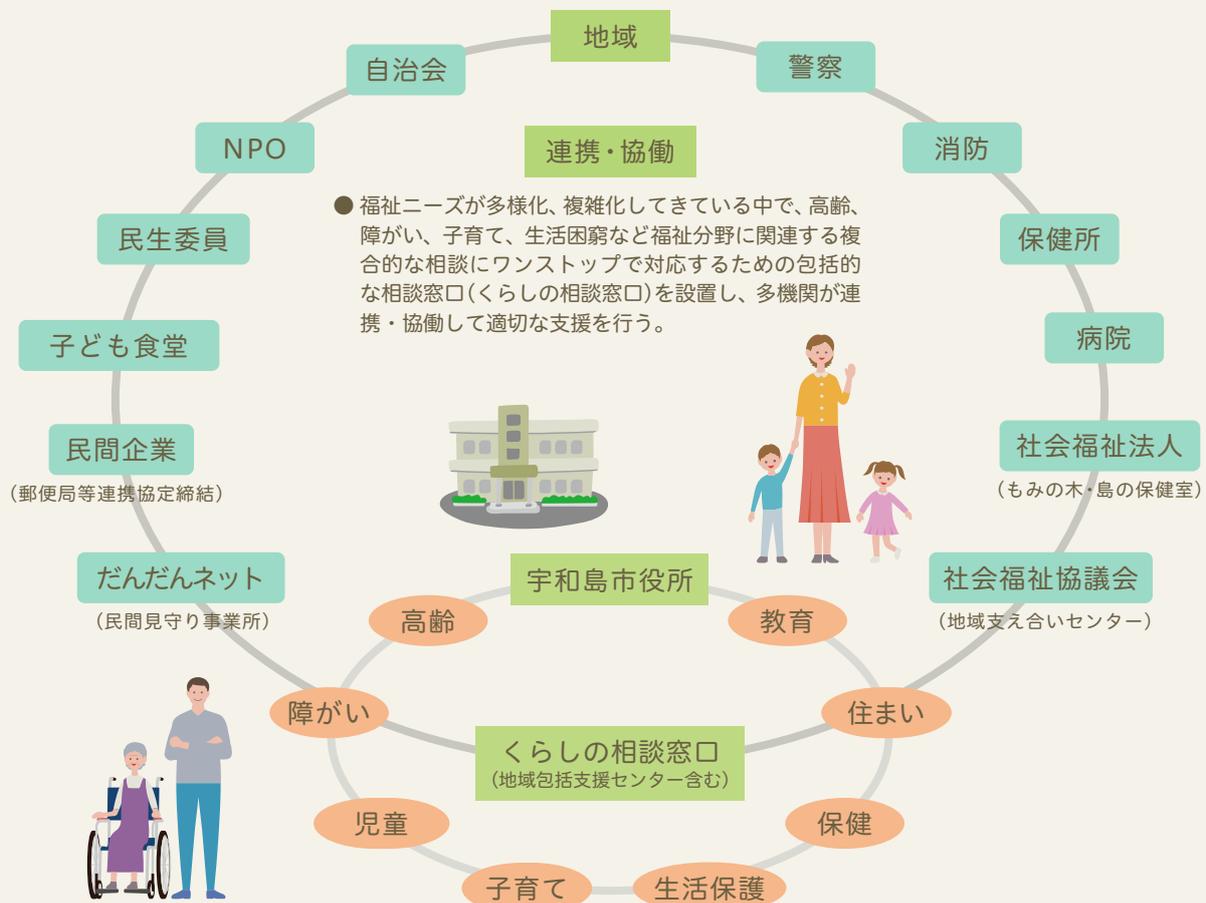
【基本目標5】 悩みは抱え込まずに相談しよう！

基本施策9 相談しやすい環境づくり

- 高齢者や障がい者、子育て家庭や生活困窮世帯など、さまざまな悩みや不安に対する相談支援機能を充実、強化するとともに、各種相談窓口の周知に努める。

基本施策10 多様な相談に対応できる包括的な支援体制づくり (重層的支援体制整備事業の推進)

- 地域住民が身近な圏域において、主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることをするためのさまざまな支援を推進するとともに、相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による「断らない」包括的な相談支援体制の充実、強化を図る。



【基本目標6】福祉の担い手を育てよう！

基本施策11 福祉の担い手・リーダーの育成と人的資源の発掘

- 人材育成に向けた啓発活動の推進や講座、研修会等の開催支援、リーダーの育成支援をはじめ、福祉の担い手(人的資源)の発掘に努めます。

基本施策12 専門的人材の育成

- 認知症サポーター、手話奉仕員、保育士、ゲートキーパー、生活支援コーディネーター等専門的人材の育成を支援します。

【基本目標7】安全・安心な人にやさしいまちをつくらう！

基本施策13 地域の防災・防犯体制の充実

- 自主防災組織の充実、住民や関係機関、行政が協働で進める地域の防災力の強化、避難行動要支援者への支援体制の構築など、地域の防災体制の充実を図る。
- 地域の見回り体制など、防犯体制の充実による安全なまちづくり活動を推進する。

基本施策14 人にやさしい地域共生社会のまちづくり

- 施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入促進、移動支援など、地域共生社会に視点を置いたまちづくりを推進する。

5

成年後見制度の利用促進

宇和島市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法の規定に基づく「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

具体的施策

1 市民への周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○成年後見制度の広報・啓発○相談窓口の周知○職員等を対象とした制度の理解促進
2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○早期の発見体制と相談支援体制の整備○個別のニーズに応じた支援体制づくり○市長申し立ての実施
3 地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none">○地域連携ネットワークによる個別ケースへの対応○チームによる支援体制の整備○中核機関による地域連携・機能強化

6

再犯防止に向けた取組の推進

宇和島市再犯防止推進計画

再犯防止推進法の規定に基づく「宇和島市再犯防止推進計画」と位置付け、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策を推進します。

具体的施策

1 更生支援に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報・啓発活動の推進 ○ 保護司等との連携と協力体制の強化 ○ 関係機関・団体との連携 ○ 学校等と連携した修学支援と非行の防止
2 社会復帰に向けた生活基盤の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労への支援 ○ 住まいの確保に向けた支援
3 安定した生活に向けた切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療・福祉サービス等の支援の対応 ○ 出所者等への生活支援

7

計画の推進体制

- 1 計画の周知
- 2 庁内連携体制の強化
- 3 関係機関との連携の強化
- 4 重層的支援体制整備事業の充実・強化に向けた体制の整備
- 5 P D C A サイクルの考え方に基づく計画の進行管理

編集 / 宇和島市 保健福祉部 福祉課

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

電話 (0895)49-7016

FAX (0895)24-1160

E-mail fukushi@city.uwajima.lg.jp